

2024 年 6 月 27 日 一部改正
2024 年 1 月 30 日 技術委員会 審議
2024 年 5 月 31 日 国土交通大臣 認可

船内騒音コードにおける機器の較正

改正対象

事業所承認規則
鋼船規則 B 編

改正理由

船内の騒音に関する要件は、IMO 決議 MSC.337(91)により採択された船内騒音コードで規定されている。本会は、当該コードの内容を鋼船規則 B 編に取入れているほか、当該コードに基づき騒音計測を実施する事業所への要件を事業所承認規則に取入れている。

当該コードでは、騒音計測に用いる騒音計及び較正器（以下、「機器類」）の性能仕様としてそれぞれ IEC 規格を参照し、また機器類の 2 年ごとの較正を要求している。そうした較正では、適正な規格に基づき較正が実施されたことや、機器類が適合する規格や、較正の結果詳細が明記されていなければならないところ、IACS では、それらの情報が明確に示されていない較正証明書が散見されることを確認した。

これへの対応として、IACS は、船内騒音コードに従い実施される機器類の較正は、それら機器類の定期試験の実施要領を定めた IEC 規格に従って実施され、引き続き要求される IEC 規格への適合を維持していることを、機器類への刻印あるいは文書により示されるよう要求する統一解釈案を作成した。当該統一解釈案は、2024 年 5 月の第 108 回海上安全委員会（MSC108）で承認された。

今般、当該 IACS 統一解釈案を参考に、関連規定を改める。

改正内容

- (1) 船内騒音コードに従い実施される機器類の較正は、騒音計については IEC 61672-3、較正器については、IEC 60942 附属書 B に従い実施されることを明記する。
- (2) 前(1)の較正により騒音計又は較正器が適合している規格は、定期試験の結果及び較正により確認された性能クラスの情報とともに、機器類本体への標示あるいは較正記録書により示されるよう、明記する。

施行及び適用

船内騒音コード（IMO 決議 MSC.337(91)）の騒音計及び較正器の較正に関する統一解釈が効力を生ずる日から施行

ID: DX22-10

「船内騒音コードにおける機器の校正」 新旧対照表

新	旧	備考
事業所承認規則	事業所承認規則	
3 編 サービスの提供事業所に対する承認の要件	3 編 サービスの提供事業所に対する承認の要件	
14 章 騒音計測事業所	14 章 騒音計測事業所	
14.4 装置	14.4 装置	
14.4.1 装置	14.4.1 装置	
-2. 校正器及び騒音計は、国家規格を満足する試験所又は ISO 17025 (2005) (改正を含む。) に従って認定された試験所において、 <u>鋼船規則 B 編附属書 2.3.1-2. An 2.2.2</u> に従い、少なくとも 2 年に 1 度校正されたものでなければならない。使用する装置の詳細仕様を添付した記録書を校正記録を含め保持しなければならない。	-2. 校正器及び騒音計は、国家規格を満足する試験所又は ISO 17025 (2005) (改正を含む。) に従って認定された試験所において、少なくとも 2 年に 1 度校正されたものでなければならない。使用する装置の詳細仕様を添付した記録書を校正記録を含め保持しなければならない。	
14.5 本会への報告	14.5 本会への報告	
14.5.2 報告	14.5.2 報告	
騒音計測の報告書は、各々の船舶について作成しなければならない。報告書は、船上の様々な場所における音圧レベルについての情報を含み、各々の規定の測定点における計測結果を示すものでなければならない。測定箇所は、一般配置図又は報告書に添付された居住区の図面等を用い、識別できるように記載されていなければならない。報告書は、 <u>鋼船規則 B 編附属書 B2.3.1-2.</u> の書式例 1 に従って作成しなければならない。	騒音計測の報告書は、各々の船舶について作成しなければならない。報告書は、船上の様々な場所における音圧レベルについての情報を含み、各々の規定の測定点における計測結果を示すものでなければならない。測定箇所は、一般配置図又は報告書に添付された居住区の図面等を用い、識別できるように記載されていなければならない。報告書は、 <u>鋼船規則 検査要領 B 編附属書 B2.3.1-1.(11)</u> の書式例 1 に従って作成しなければならない。	

「船内騒音コードにおける機器の較正」 新旧対照表

新	旧	備考
附 則 1. この規則は，船内騒音コード（IMO 決議 MSC.337(91)）の騒音計及び較正器の較正に関する統一解釈が効力を生ずる日から施行する。		

「船内騒音コードにおける機器の較正」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則 B 編 船級検査	鋼船規則 B 編 船級検査	
附属書 2.3.1-2. 船内騒音計測に関する実施要領	附属書 2.3.1-2. 船内騒音計測に関する実施要領	
2 章 計測機器	2 章 計測機器	
An 2.1 機器の仕様	An 2.1 機器の仕様	
An 2.1.1 騒音計 音圧レベルの計測は、IEC 61672-1 (2002-05) の class 1 又は本 会が適当と認める規格に従った積分形精密騒音計を用いて行 うこと。	An 2.1.1 騒音計 音圧レベルの計測は、IEC 61672-1 (2002-05) の class 1 又は本 会が適当と認める規格に従った積分形精密騒音計を用いて行 うこと。 <u>ただし、2016 年 6 月 30 日までは、IEC 651/IEC 804</u> <u>に従った騒音計を使用しても差し支えない。</u>	
An 2.2.2 騒音計及び較正器の較正 騒音計及び較正器（この項において、以下、「機器類」） は、国内規格を満足する試験所又は ISO 17025(2005) (Cor 1:2006 による修正を含む。) に従って認定された試験所にお いて、次の(1)及び(2)に従い、少なくとも 2 年に 1 度較正され たものとする。こと。	An 2.2.2 騒音計及び較正器の較正 騒音計及び較正器は、国内規格を満足する試験所又は ISO 17025(2005) (Cor 1:2006 による修正を含む。) に従って認定 された試験所において、少なくとも 2 年に 1 度較正されたも のとする。こと。	IACS 統一解釈案に基づ き規定
(1) ここでいう較正は、騒音計については IEC 61672-3 又 はこれと同等な規格、較正器については IEC 60942 附属書 B 又はこれと同等な規格に従ったものとする こと。なお、規格の版は、機器の製造時の規格の版 によることとして差し支えない。	(新規)	
(2) 機器類の適合が確認された規格を、機器類本体への 標示あるいは文書により示すこと。これには、規格 に従った定期試験の結果及び較正により確認された	(新規)	

「船内騒音コードにおける機器の較正」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>機器類の性能クラスの情報も含めること。</u> 附 則 1. この規則は，船内騒音コード（IMO 決議 MSC.337(91)）の騒音計及び較正器の較正に関する統一解釈が効力を生ずる日から施行する。		